

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. プロ向け市場の創設

(1) 届出を要しない「特定投資家向け有価証券」の一般投資家向け勧誘

届出（有価証券届出書等の提出）を行わずに「特定投資家向け有価証券」の一般投資家に対する勧誘（「特定投資家等取得有価証券一般勧誘」）を行うことができる場合は、次のとおりとする（第2条の5）。

- ① 「特定投資家向け有価証券」の発行者、当該発行者の役員であって当該発行者の総株主等の議決権の過半数を所有する者（「特定役員」）又は特定社員がその総株主等の議決権の過半数を所有する法人等に対して勧誘を行う場合
- ② 「特定投資家向け有価証券」の発行者の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義で所有する会社に対して勧誘を行う場合
- ③ 「特定投資家向け取得勧誘」（いわゆる特定投資家私募）・「特定投資家向け売付け勧誘等」（いわゆる特定投資家私売出し）が行われたことにより「特定投資家向け有価証券」に該当することとなった有価証券^(注)について、その該当することとなった日から起算して1年間を経過する日までの間に勧誘を行う場合

(注) 「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」により「特定投資家向け有価証券」に該当することとなる既発行の同種の有価証券の範囲は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第12条第1項各号に定める事項が同一である有価証券とする（第2条の6）。

(2) 特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続

- ① 特定上場有価証券（いわゆるプロ向け市場に上場している有価証券）及び特定店頭売買有価証券（プロ向けの店頭売買有価証券市場においてのみ取引される有価証券）については、「多数の特定投資家に所有される見込みが少ないもの」として「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認を受けることができないこととする（第2条の7）。
- ② 「特定投資家向け有価証券」に該当しない旨の承認の手続として、当該承認申請書に定款（これに準ずるもの）及び申請時における株主名簿（優先出資者名簿等）の写しを添付して財務局長等に提出することとする（第2条の8）。

(3) 特定投資家向け勧誘等に係る告知

- ① 特定投資家向け勧誘等（「特定投資家向け取得勧誘」・「特定投資家向け売付け勧誘等」・「特定投資家向け有価証券」の転売勧誘）の方法は、次のとおりとする（第14条の14の2第1項）。
 - イ 取引所金融商品市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う等、当該金融商品取引所の定める規則において定める方法による。
 - ロ 店頭売買有価証券市場において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等は、当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う等、当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法による。

ハ イ又はロの場合以外の場合は、売付け勧誘等を行う者が自ら、又は他の者に委託して行う方法による。

② 告知の主な内容は、次のとおりとする（第 14 条の 14 の 2 第 2 項・第 3 項）。

イ 特定投資家向け取得勧誘・特定投資家向け売付け勧誘等に関し届出が行われていないこと

ロ 「特定投資家向け有価証券」に関して開示が行われていないこと（「特定投資家向け有価証券」の勧誘を行う場合）

ハ その有価証券が「特定投資家向け有価証券」に該当し、又は該当することとなること

ニ 特定投資家等以外の者に譲渡しない旨を内容とする契約の締結を取得・買付けの条件とすること

ホ その勧誘が、届出を要しない特定投資家等取得有価証券一般勧誘である場合にはその旨

ヘ 当該有価証券について一般投資家向け勧誘の制限等の規制があること

ト 当該有価証券について既に特定証券情報・発行者情報等が公表されている場合にはその旨
チ 当該有価証券の所有者に発行者情報の提供又は公表が行われること

(4) 「特定投資家向け有価証券」に係る外形基準（有価証券報告書の提出義務要件）

いわゆる外形基準（金商法第 24 条第 1 項第 4 号）により有価証券報告書の提出義務が生じることとなる株券等の所有者の数について、その数から控除する特定投資家の数を①から③を合計した数とする（第 15 条の 4）。

① 適格機関投資家、国及び日本銀行の数

② 金商法第 2 条第 31 項第 4 号に規定する特定投資家（上場会社等）（申出により一般投資家として取り扱われていることを発行者が知っている者を除く。）の数

③ 申出により特定投資家として取り扱われていることを発行者が知っている者の数

2. 有価証券報告書等の提出期限の延長の承認の手続

やむを得ない理由により有価証券報告書等の提出期限延長に係る承認申請を行う場合は、承認を受けようとする期間、承認を必要とする理由、承認を受けた旨を公表する方法等を記載した承認申請書に定款（これに準ずるもの）及び当該理由を証する書面を添付して、財務局長等に提出しなければならないこととする（第 15 条の 2、第 15 条の 2 の 2、第 17 条の 4、第 17 条の 15 の 2、第 19 条の 6）。

3. 臨時報告書の記載事項

種類株式発行会社が株券等の発行に関する臨時報告書を提出する場合には、①株式の内容、②株式の種類ごとに異なる単元株式数を定めている場合には、その旨及びその理由を記載しなければならないこととする（第 19 条第 7 項）。

4. 有価証券届出書の記載事項

有価証券届出書の様式（「証券情報」の「新規発行株式」欄及び「企業情報」の「発行済株式」欄）及び外国会社に係る有価証券報告書等の様式（「企業情報」の「発行済株式」欄）に株式の内容等を種類ごとに記載するための「内容」欄を新設する（第二号様式、第八号様式等（新旧対照表を掲載していない有価証券届出書等（第二号の二様式等）についても同様の改正を行う。))。

また、有価証券届出書、有価証券報告書等の様式中「記載上の注意」を整備し、種類株式発行会社である場合に、種類株式の全体についての記載を求めることとする（第二号様式等）。